

保全ニュースとうほく

～ エレベーターの安全性の確保について ～

平成24年10月31日に石川県金沢市のホテルにおいて、エレベーターに乗ろうとした従業員が、扉が開いた状態で上昇したエレベーターのかご床と乗り場ととの間に挟まれ死亡するという、痛ましい事故が発生しました。

現時点において事故の原因は特定されていませんが、当該エレベーターには戸開走行保護装置が設置されておらず、エレベーターに何らかの不具合が発生し、戸開走行（出入口の戸が開いたまま、かごが昇降）が起きたものと考えられます。

この事故を受け、国土交通省住宅局はエレベーターの安全性を確保すべく、緊急点検の実施について発表しています。

また、国土交通省大臣官房官庁営繕部からは、各府省等の保全担当課長あてに、エレベーターの保全の徹底について依頼しているところです。

本号ではその概要について紹介いたします。



シンドラエレベータ(株)製エレベーターの緊急点検

シンドラ社製のエレベーターは、すべて緊急点検が必要です。

■ 対象となるエレベーター

すべてのシンドラ社製のエレベーター

(社名変更前の日本エレベーター工業(株)の製品を含みます)

■ 緊急点検の内容

ブレーキ、制御器を中心にした点検で、通常の定期検査(年1回)よりも詳細な内容になっています。また、点検の実施者についても、通常とは異なる規定となっています。

■ 緊急点検の実施及び報告

シンドラ社製エレベーターの所有者等には、特定行政庁(県や市の建築指導担当部署)から緊急点検実施の通知がされます。(通知が来ない場合は、特定行政庁にお問い合わせください。)通知に従い緊急点検を実施し、結果を特定行政庁へ報告します。

緊急点検は機種により報告期限が異なります。機種の確認が必要になります。

- (1) 事故機と同型の巻上機(W250型)を有するエレベーターは20日以内
- (2) 事故機と基本構造が同じ巻上機(W型系列)を有するエレベーターは40日以内
- (3) その他のエレベーターは120日以内

■ 国土交通省への報告

緊急点検により作成される点検報告書の写しを取得し、各府省担当部署がとりまとめて、国土交通省大臣官房官庁営繕部保全指導室長あてに報告をお願いします。(特定行政庁への報告とは別に必要となります。)

○緊急点検に関して

国交省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000359.html

参 考 文 書：平成 24 年 1 1 月 13 日付け 国住昇第 1 1 号

「シンドラーエレベーター(株)製エレベーターの緊急点検について」

○官庁営繕部への報告に関して

参 考 文 書：平成 24 年 1 1 月 15 日付け 国営保第 3 2 号

「シンドラーエレベーター(株)製エレベーターの点検状況の調査について(依頼)」

エレベーターの保全の徹底

国家機関の建築物に設置されているエレベーターについては、法令で定期に損傷等の状況を点検することが規定されています。専門技術者による点検が、適切に実施されていることの確認が必要です。すべてのエレベーター(シンドラー社製を含む)の点検状況を、再度確認するようお願いします。

■ 点検及び検査

建築基準法第 1 2 条第 4 項・・・1 年以内ごとの点検

人事員規則 1 0 - 4 第 3 2 条・・・1 年以内ごとの性能検査、1 ヶ月以内ごとの定期検査

■ 不具合等が認められた場合

不具合等が認められた場合は、速やかに利用を中止し、原因の把握、補修その他の措置を講ずる必要があります。

また、重大な事故・故障が発生した場合は、整備局担当窓口まで報告いただくようお願いします。

○保全の徹底に関して

参 考 文 書：平成 24 年 1 1 月 2 日付け 国営保第 2 8 号

「エレベーターの保全の徹底について(依頼)」

参 考 文 書：平成 22 年 3 月 2 3 日付け 国営保第 2 9 号

「国家機関の建築物等における保全に関する発生事故、故障の報告について(依頼)」

既設エレベーターの安全性の確保

平成 2 1 年 9 月 2 8 日以降に着工されたエレベーターについては、安全装置(戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置)の設置が義務付けられていますが、それ以前に設置された既設エレベーターにおいても、安全装置の設置促進及び設置済みマークの活用など、安全性の確保が必要とされています。

■ 安全装置（戸開走行保護装置等）の設置

既設エレベーターに安全装置（戸開走行保護装置等）の設置を検討する場合は、メーカーないし保守業者に次の項目を確認する必要があります。

- ① 該当エレベーターに後付けが可能で、大臣認定も取得している安全装置（戸開走行保護装置等）が開発されているか？
- ② 開発済みの安全装置（戸開走行保護装置等）は、当該施設に設置が可能か？

■ 安全装置設置済みマークの活用

既に戸開走行保護装置等が設置されている場合は、安全装置設置済みマークを表示する制度を活用できます。

ただし、マークを活用するには所定の手続き^(☆)が必要となります。



戸開走行保護装置

駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合や、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人が挟まれること防止する装置（建築基準法施行令第129条の10第3項第1号）。

地震時管制運転装置

地震発生初期の微震動（P波）を感知し、本震（S波）が到達する前に最寄り階に自動運転し乗客をエレベーター外へ避難させることにより、かご内への閉じ込めを未然に防ぐことができる装置（建築基準法施行令第129条の10第3項第2号）。

○安全性の確保に関して

国交省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000358.html

参考文書：平成24年11月6日付け 国住指第3008号

「戸開走行保護装置の設置の促進及び設置済みマークの活用について」

参考文書：平成24年11月14日付け 国営保第30号

「既設エレベーターの安全性の確保について（依頼）」

○安全装置設置済みマークの手続きについて^(☆)

一般社団法人 建築性能基準推進協会ホームページ：<https://www.seinokyo.jp/bosyu/t4/>

【事故、故障の報告窓口】 東北地方整備局

営繕部 保全指導・監督室

担当者 保全指導係長

TEL 022-225-2171（内線 5536） FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所

担当者 保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015

FAX 019-605-8115